

瀬戸市工事施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第47号

瀬戸市工事施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市工事施行規則（昭和52年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保証証書の寄託)</p> <p>第26条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その<u>保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、契約担当者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(保証契約書の寄託)</p> <p>第26条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その<u>保証契約書を契約担当者に寄託しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。